

改正案	現行
<p>（金融機関代理店となる金融機関の範囲）</p> <p>第三条 規則第十条第四項に規定する金融庁長官が別に定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>（現金自動支払機等）</p> <p>第四条 規則第十二条の四の四に規定する金融庁長官が別に定める機</p>	<p>（金融機関代理店となる金融機関の範囲）</p> <p>第三条 規則第十条の三第二項第四号に規定する金融庁長官が別に定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>（代理店の設置等の認可を要しない場合）</p> <p>第四条 規則第十一条第五号に規定する金融庁長官が別に定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 代理店である金融機関（前条各号に掲げる金融機関をいう。以下この条において同じ。）を全部の当事者とする合併により設立され又は当該合併後存続する金融機関を引き続き代理店とすることに伴い代理店の設置又は廃止をする場合</p> <p>二 代理店である金融機関と代理店でない金融機関とが代理店である金融機関が存続することとなる合併を行う場合において、当該合併後存続する金融機関を引き続き代理店とすることに伴い代理店の設置又は廃止をする場合</p> <p>（現金自動支払機等）</p> <p>第五条 規則第十六条第二項第一号に規定する金融庁長官が別に定め</p>

械は、次に掲げる機械とする。

一～四（略）

（預金の払出事務の委託）

第五条 規則第十二条の四の四に規定する金融庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。

一 証券会社

二 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）

第三条第一項の登録を受けた者であつて割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）第三十一条の登録を受けた者その他これに準ずる者

る機械は、次に掲げる機械とする。

一～四（略）

（新設）